

告示第355号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び尾道市税条例（昭和36年条例第49号）第6条の2第1項の規定により、平成30年告示第252号において別に告示で定めることとしている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所、主たる事務所、事業所等を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、同法及び同条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が平成30年7月5日から同年12月24日までの間に到来するものについて、同月25日とする。

平成30年11月7日

尾道市長 平谷 祐 宏

